

ごみ収集業務の現状と課題

1 まち美化事務所の業務

所管区域内の家庭から排出されるごみの収集運搬

ごみ収集に関連したサービス提供

⇒ まごころ収集や福祉対策袋の交付，カラスネットの貸与 など

循環型社会形成のための取組

⇒ 資源物の拠点回収・移動式資源回収の実施，地域におけるごみの減量や分別・リサイクルに係る活動の支援，環境教育の充実，地球温暖化対策をはじめとする総合的な環境行政の推進 など

まちの美化に関する取組

⇒ 不法投棄の監視パトロールや撤去，ボランティア清掃の取組支援 など

相談対応及び関係機関との連携・協議

⇒ ごみの出し方や排出場所，資源物の分別方法など市民からの様々な相談対応のほか，事務所の業務に関係する機関との連携・協議の実施

2 まち美化事務所の概要

(1) 所管区域

効率的な執行体制の確立及び職員規模の適正化の観点から，平成22年4月及び平成23年10月に再編を行い，11事務所体制（各行政区に設置）から以下の7事務所体制に移行した。

事務所名	所轄区域
北部まち美化事務所	北 区・上京区
東部まち美化事務所	左京区・中京区（堀川通以東の区域）
山科まち美化事務所	山科区・伏見区（醍醐地域）
南部まち美化事務所	東山区・下京区・南区
西部まち美化事務所	右京区・中京区（堀川通以西の区域）
西京まち美化事務所	西京区
伏見まち美化事務所	伏見区（醍醐地域を除く）

(2) 各まち美化事務所の職員数

家庭ごみ量の減少に伴い、収集体制の効率化を進めている中、平成18年度に策定した「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づき技能労務職員の採用を凍結したこと及び平成27年度当初の委託率50%を目標として掲げていることから、直営の体制を縮小し、委託化を進めている。このため、ごみ収集業務に従事する職員数（ごみ運転手及びまち美化業務員）は、近年大きく減少している。

なお、平成22年度から、各区役所・支所に「エコまちステーション」を設置し、地域におけるごみ減量の活動や環境教育推進等の取組を推進している。

(事務所別の職員数（平成25年5月現在）)

	北部	東部	山科	南部	西部	西京	伏見	合計
事務所本体	69	69	67	77	88	58	74	502
(収集業務に従事する職員数)	(59)	(58)	(56)	(64)	(77)	(49)	(63)	(426)
エコまちステーション	8	5	9	12	9	8	9	60
職員数合計	77	74	76	89	97	66	83	562

※ 収集業務に従事する職員数は、事務所本体の内数である。

※ 南部まち美化事務所長は循環型社会推進部担当部長が兼職しているため除いている。

※ 休職中の職員を除いている。

(別紙1 ごみ収集業務に従事する職員数の推移)

(3) まち美化事務所におけるごみ収集業務の形態

ごみの区分		収集回数	収 集 形 態 等
定 点 収 集	燃やすごみ	週2回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 月・木、火・金の曜日の組合せで週2回定曜日収集 ○ ごみ収集車両の進入が困難な地域では軽四輪車で収集し、ごみ収集車両へ積み替える方法で収集。また、一部の中高層団地においてはコンテナ収集を行っている。 ○ 燃やすごみ用の有料指定袋（黄色）
	缶・びん・ペットボトル	週1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水、木、金曜日いずれかの週1回定曜日収集 ○ ごみ収集車両による収集 ○ 資源ごみ用の有料指定袋（透明）
	プラスチック製容器包装	週1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 月～金曜日いずれかの週1回定曜日収集 ○ ごみ収集車両による収集 ○ 資源ごみ用の有料指定袋（透明）
	小型金属・スプレー缶	月1回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鍋、やかん、フライパンなどの最長部分が概ね30センチ以下の金属類及びスプレー缶 ○ 月1回の定曜日収集 ○ 軽四輪車による収集

(4) ごみ収集作業の週間予定

		月・火曜日	水曜日	木・金曜日	
午前	1回目	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル
	2回目	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル
	3回目	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル	燃やすごみ	缶・ビン・ペットボトル
午後	4回目	燃やすごみ	プラスチック製容器包装	燃やすごみ	プラスチック製容器包装
	5回目	プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装	

3 ごみ収集業務の業務実施手法について

(1) 業務実施手法

現在、本市では、本市が所有・管理する車両で本市職員が収集を実施する「直営」のほか、「庸車」及び「委託」という2つの手法により、収集業務を一部民間業者に委託し、業務を行っている。

実施手法	車両調達	運転手	収集員	合計乗車人員
直営	本市	市職員	市職員2名	市職員3名
庸車	業者	業者	市職員2名	業者1名+市職員2名
委託	業者	業者	業者2名	業者3名

(2) 直営・庸車・委託の状況

前述のとおり、家庭ごみ量の減少に伴い、総収集体制の効率化を進めている中、直営による体制を縮小し、委託化を進めている。

	平成18年5月	平成25年5月
直営	129台	60台
庸車	92台	67台
委託	37台	61台
合計	258台	188台
委託率	26.2%	44.3%

(別紙2 直営・庸車・委託の収集台数の推移)

(3) 庸車・委託業者との契約手法

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」により、受託者の資格要件、能力その他委託の基準について規定されており、委託業務が適正に遂行されることを予定している。

そのため、平成20年度業務委託分までにおいては、受託者の資力、信用、技術、経験等を考慮のうえ、最も適正な処理が確保できる業者を選定し、随意契約を行ってきたが、徹底した効率化によるコスト削減及び契約における透明性・公平性の確保を目的に、平成21年度から新規に民間委託を拡大する部分については、価格競争と業務の安定した履行の確保の双方を担保する契約手法（競争入札）を導入している。

なお、随意契約による委託・庸車業務については、平成26年度以降、順次、競争入札に移行する予定である。

4 市民アンケート結果及び京都市ごみ収集業務評価委員会からの指摘事項

(1) 京都市のごみ収集業務に関するアンケート調査結果

毎年実施しているごみ収集業務に関するアンケートについて、最も直近に行った調査結果（平成24年10月実施分）は、次のとおりであった。

（主なアンケート結果）

質 問	結 果
きれいに収集ができていますか。	【できている・おおむねできている】 98%
収集作業中に危ないと感じたことがあるか。	【ない・ほとんどない】 89%
収集作業の丁寧さは。	【良い・おおむね良い】 80%
収集全般について満足しているか。	【満足している・おおむね満足している】 94%

※ アンケート調査

- ・ 調査対象 市内全域3,000世帯
- ・ 調査方法 まち美化事務所の職員が無作為に配布し、回収は郵送により実施
- ・ 調査期間 平成24年10月上旬～10月31日
- ・ 回答数 1,340（回収率44.7%）

(2) 「京都市ごみ収集業務評価委員会」からの業務履行に対する評価・意見

「京都市ごみ収集業務評価委員会」から、(1)の「市民アンケート調査結果」及び「市民アンケート結果とセルフチェック結果の比較」などに基づき、各年度の業務履行に対する評価・意見をいただき、ごみ収集業務等の改善に活用している。

（これまでに付された主な意見）

○ ごみ収集車の運転に関するもの

安全運転の徹底は、ごみ収集・運搬業務において最も重要視しなければならない項目の一つ。直営、委託を問わず、市民に信頼される運転を目標に引き続き改善に努められたい。

○ ごみの減量や分別に関するもの

ごみ半減の目標達成に向けて、まち美化事務所全体で、地域に密着したごみの分別や減量の啓発に取り組むこと。特に、学生や次世代を担う子供たちに対する啓発を充実させるとともに、資源物回収拠点の増加など、市民が自発的に協力できる仕組みづくりに努められたい。

5 今後のごみ収集業務における具体的な課題

(1) 「徹底した行財政改革」及び「公衆衛生の維持・向上」に関するもの

○ 委託業者に対する適切な業務指導

入札の拡大に伴い、今後さらに新規業者が参入することなども想定されるが、あくまでも、本市の業務として委託業者が代わって履行することとなることから、公衆衛生を維持し、市民満足度の更なる向上を図るため、これまでの委託業者を含め、適切に指導していく必要がある。

○ 業務委託に係る入札不調時、委託業者の経営悪化時等における緊急的な対応

入札不調や委託業者の経営悪化等により、直営以外の収集業務が予定通りに実施できなくなった場合においても、これを理由として市民生活に大きな影響を及ぼすことのないように方策を講じる必要がある。

○ 大規模災害の発生時における緊急的な対応

大規模災害が発生した場合においても、公衆衛生を維持するため、必要な収集体制を確保し、市民生活への影響を最小限に食い止める方策を講じる必要がある。

○ 市民満足度の更なる向上

市民アンケート結果では、本市のごみ収集業務に対して概ね高い評価を頂いているが、例えば、「ごみ収集車のスピードの出しすぎや、無理な車線変更等の運転を見たことがある」との意見が依然として2割あるなど、今後も市民目線に立った業務の改善に努めていく必要がある。

また、まち美化事務所及びエコまちステーションが、環境行政に係る総合的な市民の窓口となり、様々な相談等をできる限り完結させることできるよう、より一層の機能の強化と職員一人ひとりのスキルアップに努めていく必要がある。

○ 高齢社会への対応

高齢社会の進展に伴い、ごみの排出が困難な世帯等が増加するものと見込まれる。このため、これまでから実施している「まごころ収集」や、有料指定袋に係る福祉対策（減免袋の配送等）のほか、高齢社会に相応しい新たな施策を検討・実施していく必要がある。

○ 収集業務のノウハウの継承

平成18年度に策定した「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に基づき、技能労務職の採用を凍結したことから、20代後半～30代前半の職員が極端に少なくなっている。このような中、直営収集について、業務に関するノウハウの円滑な継承等を勘案すると、職員の年齢構成を是正する必要がある。

(参考 ごみ収集業務に従事する職員の年齢構成)

		平成18年度		平成24年度		平成25年度	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
年 齢 層	20～24	16	2.2%	3	0.7%	3	0.7%
	25～29	78	10.6%	7	1.6%	3	0.7%
	30～34	199	26.9%	35	7.8%	25	5.9%
	35～39	142	19.2%	131	29.2%	105	24.6%
	40～44	100	13.5%	107	23.9%	121	28.4%
	45～49	61	8.3%	73	16.3%	77	18.1%
	50～54	63	8.5%	51	11.4%	53	12.4%
	55～59	80	10.8%	41	9.2%	39	9.2%
合計		739	100%	448	100%	426	100%

※ 人数は各年度5月1日現在、年齢は各年度4月1日現在

※ 構成比は、四捨五入により合計が合わない場合がある。

(2) 「ごみ減量・リサイクルの推進」に関するもの

○ 市民と行政の協働によるごみ減量やリサイクルの推進

市民と行政が一体となって、「ごみ半減」の目標に向けごみの減量やリサイクルに取り組んでいくため、これまで以上に積極的に地域へのアプローチを行い、きめ細やかな啓発活動、環境教育等を充実させていく必要がある。

○ 市民にとって利便性の高い資源物の排出・回収方法

これまでから、資源物回収拠点の設置や移動式資源回収事業などを実施し、地域におけるごみの減量やリサイクルに係る活動の支援を行ってきたが、市民のニーズやごみの「出しやすさ」を考慮した資源物回収拠点の設置や回収対象の拡大、収集の方策等について検討を進める必要がある。